

当院の施設基準の院内掲示について(令和7年5月現在)

施設基準とは、保険診療において医療機関の機能や診療体制、設備、安全面、サービスなどを評価するためのものです。当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省に届出を行っております。

■歯科点数表の初診料の注1に係る基準

当院は、院内感染防止のため、歯科医療機器の患者ごとの交換・洗浄・滅菌を徹底し、従業員への研修を実施しています。

■歯科外来診療医療安全対策加算

当院は、患者様に安全で安心な歯科医療をご提供するために、AED等の医療安全対策に必要な装置を備え緊急時には連携医療機関と協力して対応できる体制を整えています。

■医療情報取得加算

当院は、患者様の同意に基づき、受診歴・薬剤情報・特定健診情報などの診療情報を取得及び活用することで、より安全で質の高い医療の提供に努めております。

■歯科訪問診療料の注15に規定する基準

当院は、在宅で療養されている患者様に歯科診療を行っております。尚、摂食・嚥下外来を受診される患者様のみ行っております。

■クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で、装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて2年間の維持管理を行っております。